

第二十四回国会 参議院内閣委員会会議録第十八号

昭和三十一年三月二十三日(金曜日)午後一時五十七分開会

委員の異動

本日委員佐野廣君及び伊能芳雄君辭任につき、その補欠として井上清一君及び酒井利雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小柳 牧衛君
理事 野本 品吉君
千葉 信君
島村 軍次君

委員

井上 知治君
井上 清一君
遠藤 柳作君
木村篤太郎君
酒井 利雄君
苦米地義三君
中山 壽彦君
木下 源吾君
菊川 孝夫君
田畑 金光君
吉田 法晴君
高瀬莊太郎君
廣瀬 久忠君

國務大臣 正力松太郎君
國務大臣 船田 中君
政府委員 科学技術行政協
議会事務局局長 鈴木 康平君
経済企画 齋藤 憲三君
政務次官

防衛政務次官 永山 忠則君

防衛庁長 門叶 宗雄君

防衛庁防衛局長 林 一夫君

防衛庁教育局 都村新次郎君

長事務取扱 加藤 陽三君

防衛庁人事局長 北島 武雄君

防衛庁経理局長 杉田正三郎君

事務局長 常任委員 会専門員

本日国会に付した案件

○科学技術庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小柳牧衛君) それではただいまから開会いたします。

委員変更についてお知らせいたします。三月二十三日、佐野廣君及び伊能芳雄君が辭任せられまして、井上清一君及び酒井利雄君が委員に選任せられました。

○委員長(小柳牧衛君) 科学技術庁設置法案を議題といたします。

本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(小柳牧衛君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

なお、付帯決議案御提出、修正案御提出の方は討論中にお述べを願います。

○千葉信君 私は本法案に対し次の修正案を提出し、修正案を除く原案に対し賛成をいたします。

最初に修正案を朗読いたします。

科学技術庁設置法案に対する修正案

科学技術庁設置法案の一部を次のように修正する。

実はその次に少し挿入漏れになつておる事項がありますので、その点を含めて朗読いたします。一行だけです。

第三条中「以下同じ。」を「次条第十七号及び第七條第六号を除き、以下同じ。」に改める。

第四條中第二十号を第二十一号とし、第十七号から第十九号までを順次一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 人文科学のみに係る科学技術に關し、日本學術會議への諮問及日本學術會議の答申又は勸告に關する事務の總合を行うこと。

第五條中「四局」を「四部」に、「企画調整局」を「企画調整部」に、「原子力局」を「原子力部」に、「資源局」を「資源部」に、「調査普及局」を「調査普及部」に改める。

第六條第十一号中「他局」を「各部」に改める。

第七條(見出しを含む。)中「企画調整局」を「企画調整部」に改め、同条第五号中「日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は勸告に關する事務の總合に關すること。」

第八條(見出しを含む。)中「原子力局」を「原子力部」に改める。

第九條(見出しを含む。)中「資源局」を「資源部」に改める。

第十條(見出しを含む。)中「調査普及局」を「調査普及部」に改める。

第十一條第五項を削る。

第十三條第一項中「各局に局長を」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「原子力局」を「原子力部」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「局長」を「部長」に、「局務」を「部務」に改め、同項を同条第四項とする。

第十四條第一項及び第二項中「各部」を「各部」に改める。

附則第四項中「科学技術庁原子力局」を「科学技術庁原子力部」に改める。

以上申し上げました修正案の内容は、すでに御案内のように、本法案中、科学技術庁の権限として、人文科学のみにかかる科学技術についても、

面調整局」を「企画調整部」に改め、同条第五号中「日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は勸告に關する事務の總合に關すること。」を「科学技術に關し、日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は勸告に關する事務の總合に關すること。」に改め、同条第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 人文科学のみに係る科学技術に關し、日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は勸告に關する事務の總合に關すること。

第八條(見出しを含む。)中「原子力局」を「原子力部」に改める。

第九條(見出しを含む。)中「資源局」を「資源部」に改める。

第十條(見出しを含む。)中「調査普及局」を「調査普及部」に改める。

第十一條第五項を削る。

第十三條第一項中「各局に局長を」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「原子力局」を「原子力部」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「局長」を「部長」に、「局務」を「部務」に改め、同項を同条第四項とする。

第十四條第一項及び第二項中「各部」を「各部」に改める。

附則第四項中「科学技術庁原子力局」を「科学技術庁原子力部」に改める。

以上申し上げました修正案の内容は、すでに御案内のように、本法案中、科学技術庁の権限として、人文科学のみにかかる科学技術についても、

私ども日本社会党は、当然科学技術の向上を期するということ、提案理由の説明にありますが、これが国民経済の自立発展と生活水準の向上に寄与することができるとについてはわれわれも同感であり、同時にまた国内資源が乏しく、脆弱な経済基盤の上に今日の膨大な人口を擁する日本の段階において科学技術の位置そのものが適切なものがあることについては、あえてその妥当性を認めることにおいて人後に落ちるものではございません。

しかしわれわれが今回の法案を審議するに当りまして、その法案の示すところの内容について、たとえばその権限が明確な欠くという問題、もしくはまた行政権の発動を困難によつて行つていふ現在の憲法、あるいは内閣法の建前から言ひまして、少くとも今回の法律案におきましては、この閣議の決定の方

式等について疑義を持つがとき条文を内包しているという点、それからまた、各行政機関相互の権限を明確にし、かつその有機的な結合によって国家行政を運用するという組織法上の建前からいって、その条文に照らして失当であると思われる点等に対しては、どうしても今回所要の改正を行わなければならないという事情が委員会における審議を通じて明確に露呈をした次第でございます。特に第一の科学技術庁の権限の問題につきましては、たとえば衆議院における第七條の第五項の修正によりまして、日本学術会議への諮問もしくはこれからの答申、勧告等に関する権限につきましては、企画調整局の事務内容を規制をしたその条文の修正を行うことによつて、科学技術庁自体の任務なり権限なり変更が加えられるという、そういう考え方には、私どもどうしても賛成することができないのでございます。御承知のように、第三條における科学技術庁の任務を規制しました条文ないしはその権限を規制しております第四條等におきましては、人文科学に関するいかなる事務についても、もしくは人文科学を通ずるいかなる総合的な任務といふものについても、その範圍外におかれていたというものは、やはり實に、よりましては明白な状態になったのでございます。従ひまして、私どもは政府当局の答弁により、もしくはまたその修正の意図しました科学技術の向上をはかる、その任務のために行われる日本学術会議への諮問、あるいは答申あるいは勧告等の総合的な処理を行うという問題につきまして、これはどうして第三條ないしは第四條の任務

ないしは権限の規制の中にそのことを含むのでなければ、政府の答弁するがとき権限が科学技術庁の中に確立し得ないというそのための解決を、今回第四條の修正によつてこれを確立するという方針に出たわけでございます。

次に、第十一條の第五項を削除することにいたしました意味は、従来たとえば国家公務員法第二十八條等に基づく中立機関としての人事院の給与改訂等の場合における勧告は全く異例の場合でございまして、行政機関内各部門の関連という立場から言いますならば、その関係行政機関相互の間に勧告を行うことができるというその方式は、一応はわれわれとしては認めざるを得ないとしても、しかし今回の場合はそれをさらに一歩進めて、科学技術の向上をはかるための関係行政機関に対する勧告の結果についても、もしくは科学技術庁長官がその措置について不満を有する場合、十分にその期待通りに行われなかつた場合には、さらに今度は總理大臣に対して内閣法第六條に基く勧告を行うことができる、意見を具申することができるという規制をした点でございます。私はこの条は、少くとも科学技術の重要度に名をかりて、内閣法の体系をみだる独断的な傾向がここにはつきりと露呈してきておるということを指摘せざるを得ないのでございます。御承知の通りに、内閣法第四條によりまして、「内閣がその職権を行使するときは、内閣がその職権を行使するの発動に際してその閣議によつて方針を決定する」という条件、同時にまたその閣議には、各大臣は、案件の如何を問はず、内閣總理大臣に提出し

て、閣議を求めることができるといふ現在の内閣法の建前から言いますならば、第十一條の第三項に基く勧告の成果について、かりに科学技術庁長官がこれに不満を有し、もしくは所期の成果を期待できないという場合において、さらにこれを總理大臣に提出して閣議にかけてこれを決定し、指揮監督すること具申するがときは、当然その閣議に正常な形において提案して閣議の検討を願うというやり方をとらうとしないところに、私どもはこの条は内閣法第四條をみだすものであり、この考えから私どもは第十一條第五項は削除すべきものという結論に達した次第でございます。私どもは科学技術の向上が国民生活の基本的な命題を左右する重要な問題として、将来に向つてはできるだけすみやかに科学技術省の設置を希望する次第であります。もちろん委員会の審議を通じて、私どもは常にその立場に立つて科学技術庁の設置、同時にまた科学技術庁内における機構の拡大強化という目的に対して質疑を展開して参りました。その立場からいたしますと、今回私どもが第五條による内部部局をそれぞれに改めるといふ修正は一見奇異な感じを与えるかもしれませんが、私どもは逆に、今回のこの修正が筋を通して、国家行政組織法第七條に基く内部部局として法の認めない企画調整局、原子力局、資源局、調査普及局等の設置は、行政各部における機構の設置について明確にその根拠法として行政組織法が規制するそのワケ外にそれ、しかも何らの明確な根拠なしに、たとえば委員会の質疑等におきましても、この措置をとつたその理由と

しては、たとえば引揚援護局、たとえば防衛局等にはその前例があると言つて、その悪例を踏襲しようとする態度に出、もしくはまた科学技術の向上という問題の重要度に藉口して、そのために国家行政組織法をじゅうりんとも省みないという態度に出て提案して参つたそのことに對しては、私どもはとうていこれを看過することはできないのでございます。従ひまして、私どもはこの際は国家行政組織法に基く正当な各部の設置ということにこれを切りかえ、むしろそのことによつてどうして現在原子力局として總理府にある一つの機構が、科学技術庁に包含されることによつて部に落ちるといふ現実的ないろいろな付随する問題等について、それを適正に解決するための方法としては、將來われわれの主張する科学技術庁に昇格させるという今後の努力が必要であり、またその目標に向つて努力することに一つの跳躍台として、端緒としての条件がこれらの四局を部に落ちるといふ条件の中から期待できるであらう。その意味では、私どもはこの際は涙をふるつてこの局を部に落ち、落すという言葉は語弊がありますが、あえて局を部にするといふ、そういう修正案を提案するに至つた次第でございます。

御承知の通り、国家行政組織法第七條第二項によりましては、内部部局として設けられる庁に設置されるべきものは、官房、部、課と明確に規制されております。同法における例外措置として認められておりますものは、第二十一條の現業の行政機関に對する場合の特例のみが認められ、さらに国家行政組織法制定當時に、すでに存在しました各府省における局以外の部については、その間の暫定措置として認めるという、そういう明確な建前に国家行政組織法が立つてゐるという点から言ひましても、私どもは今回提案の理由とされましたような理由に基いて国家行政組織法を乱るがとき法律案の内容容については、これを修正によつて適正化するより道がないと判断するに至つた次第でございます。

以上、御提案申し上げました修正案の内容及びその趣旨を申し上げて、自余の修正部分を除く原案については御賛成を申し上げる次第でございます。

○島村軍次君 私はいま議題となつた科学技術庁設置法案について、衆議院送付の原案に賛成をいたし、なお別途の付帯決議を付して賛成をいたしたいと存じます。

わが国の科学技術の振興は、その重要度がますます加わり、かつまた戦後一そうその必要が認められまして、現にわが国の科学技術は他の先進諸國に比して非常な遜色のあることは、すでに一般の認めておるところであると同時に、ことに原子力の平和利用等については格段の相違のあることも、國民のひとしく認めるところでありまして、この振興をはかり、かつその研究を進めて参ることは、今回の科学技術庁設置法の提案理由でも明らかな通りであります。われわれは特にこの際強調したい点は、従来わが国の科学技術がややもすればセクト的になり、いわゆる総合調整が十分行われていなかったということ、それがやがて有機的な活動が非常に阻害されてお

たということに対しては、特に注意を要する点であると考えられると思うのであります。衆議院の審議の過程あるいは本委員会の審議の過程等から考えて、これらの諸点は一そうその必要性が認められて参つたと思うのであります。

そこで、ただいま社会党から御提案になりました修正案の理由につきましても、ある部門につきましても、われわれもその御趣旨の点は同感である点もあります。かように前段申し上げましたように重要度を加えて参る科学技術が、しかも各省にわたつており、これを総合して参るには、国家行政組織法の条文に照らしまして、多少の矛盾があることはわれわれも認めるのであります。質疑を通じてわれわれの明らかになりました点は、すなわち国家行政組織法はその基準を示すものであります。第七條第二項の序における内部部局の構成については、必ずしもこれを禁止した意味ではないという点も明らかになって参つたのであります。さういふ点から考えまして、われわれは将来、この科学技術庁は、試験研究機関はもちろんのこと、中央地方を通じて、この振興のために特に政府においてこれを強化していただきたいことを念願をいたすのであります。さういふ点から、現在提案されております部局の制度も、局の構成が行政組織法に必ずしも抵触するものではないという見解に立ちまして、この原案に賛成したいと思ふのであります。

ただ、ここに原案賛成と同時に、将来の重要性にかんがみまして、左の付帯決議を付したいと存じまして、これを朗読いたします。

附帯決議

政府は、科学技術振興の重要度とその緊急性にかんがみ、中央地方を通じて試験研究機関、特許行政機構に再検討を加え、科学技術庁を更に整備拡充し、科学技術の振興を強力に推進すべきである。

右決議する。

かような付帯決議を付して原案に賛成をいたします。

○野本品吉君 私は自由民主党を代表いたしました。修正案に反対し、衆議院送付の原案並びに島村君提出の付帯決議案に賛成の意を表します。

なお、この際一言つけ加えておきたいと思ふことは、科学技術庁の仕事の対象になって参ります関係行政機関の試験研究機関は、その数においても質においても非常に複雑多様であります。これらの複雑多様な機関に對する総合調整が円滑に進められるという点におきまして、格段の御注意をお願いしなければならぬと思つております。もう一つは、長官の権限が、千葉委員が指摘されておりますように、かつてその例を見ないほど強化されておるわけでありまして、この強化された権限がきわめて適正に行使されますようにという点でございます。

以上の二点の希望を申し上げます。私の討論を終ります。

○委員長(小柳牧衛君) 他に御意見もなければ、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認めます。

これより科学技術庁設置法案について採決に入ります。

まず、討論中に提出されました千葉君の提出の修正案の問題に供します。千葉君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(小柳牧衛君) 挙手少数、少数と認めます。よつて千葉君提出の修正案は否決されました。

それでは衆議院送付原案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(小柳牧衛君) 挙手多数、多数と認めます。よつて本案は多数をもって衆議院送付原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、島村君提出の付帯決議案を議題にいたします。島村君提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(小柳牧衛君) 挙手多数、多数と認めます。よつて島村君提出の付帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本院規則第四條による本会議における口頭報告の内容、第七十二條により議長に提出すべき報告書の作成、その他自衛隊の手続きにつきましては、慣例により、これを委員長に御一任願うことといたしまして御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認めます。さう決定いたしました。

それでは報告書に多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

高瀬 莊太郎	井上 知治
遠藤 柳作	井上 清一
木村 篤太郎	苦米地義三
中山 壽彦	廣瀬 久忠
酒井 利雄	島村 軍次
野本 品吉	

○委員長(小柳牧衛君) 次に、防衛庁設置法の一部を改正する法律案並びに自衛隊法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

御質疑を願います。どうぞ御質疑のおありの方は御発言を願います。

○吉田法晴君 従来の政府の発言を整理して系統的に質問をいたしますことは他日の機会に譲りまして、二、三確めて参りたいと思ひます。

問題になりました鳩山首相の予算委員会における発言に關連をいたしました。船田防衛庁長官が衆議院の内閣委員会でも読み上げられました点は、急迫不正の侵害がある場合には、ほかに方法がなければ外国の基地を攻撃することができ、さういふことでまああつたと思ふのです。別な機会には、飛んで行つてたたくこともできる、さういふ言葉が使われた。その辺についても少しお尋ねをいたしたいのであります。これは自衛権の発動であるからという、その自衛権の説明をせられたように考へるのであります。飛んで行つてたたくことができるという点で、予算委員会的一般質問をいたしました際に、防衛庁長官もおられましたけれども、飛んで行つてたたく、あるいは飛行機、ロケットというふうなもの問題になりましたが、飛行機で飛んで行く、飛んで行つてという言葉は確かにあるのです。さういたしますと、

外国の領土あるいは領空に達するのではない、外国の基地の上から爆弾を落とすという事態は、これは想像されてゐるか、認められてゐるのかどうか、さういふ点をお尋ねをしたい。そのときに、いや、海外派兵は考えておられない、さういふことでありますけれども、ほかに方法がないから、飛行機に乗つて行つて外国の基地をたたくな、あるいは爆弾を落とすということになりますと、まさに外国の領空に達する、あるいは外国の基地の上に達します。さういふ点はこれはお認めになるのかどうか。

○國務大臣(船田中君) ただいまお尋ねのことでございますが、ここに今までたびたび申し上げたことを、もう一度繰り返してはつきり申し上げておきたいと思ひます。もしわが國の、日本の区域において敵対行為または敵対行為の急迫した脅威が生じた場合に、いわゆる非常時の共同防衛及び協議といふことにつきましては、御承知の通り行政協定二十四條によりまして、その場合におきましては、日本國政府及び合衆國政府は、日本区域の防衛のため必要な共同措置をとり、かつ安全保障條約第一條の目的を遂行するため直ちに協議しなければならぬと書いてあります。その通りに、いかなる共同措置を講ずるかといふことにつきましては、兩國政府の間において協議が行われるものと存じます。また、かような場合におきましては、おそらく同時に國連に提訴するということも起つてくるであらうと存じます。これが日本の区域において敵対行為が行われてくると、すなわち外からの侵略が行われた場合においては、さういふ措置が講ぜ

られるであらう、これが原則的に考えられるのが方の措置であると存じます。しかし先般御質問がだんだん進んで参りまして、そういういふものないときにはどうするか、こういう御質問でございまして、それに対して、ただいま御指摘のような趣旨の答弁を申したのでありますが、政府として確定した答弁として、私が衆議院の内閣委員会において御答弁申し上げたことは、次のようなこととございまして、ここにその点をもう一べん繰り返して明らかにいたしておきたいと思ひます。わが国に對して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に對し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだといふふうには、どうしても考えられないと思ひます。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防衛するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるといふべきものだと思うのでございます。鳩山総理大臣が昨年の六月か七月でございまして、第二十二国会において答弁いたしましたのは、普通の場合、つまり他に防衛の手段があるにもかかわらず、侵略国の領域内の基地をたたくことが防衛上便宜であるというだけの場合を予想し、そういう場合に安易にその基地を攻撃するのは自衛の範囲には入らないだらうという趣旨を申し上げておりました。かような点におきまして、私が答弁申し上げておることと、総理大臣が昨年の第二十二国会において答弁申し上げておることは

何ら矛盾しておらない。こういう趣旨を申し上げたのでありまして、その節特にいふゆる先制攻撃をするとか、あるいは海外派兵をするとかといふことは全然政府としては考えておりません、かように申したわけでありまして。○吉田法晴君 先制攻撃をする意思がないといふことはしばしば言われるのです。で、今行政協定二十四条、それからその二十四条の協議の間がないときに、正当防衛として自衛権の行使を發動する形態、これを衆議院の内閣委員会に答弁しており、その内容をもう一べん説き上げられた。これは承服いたしました。それと首相の第二十二国会における答弁とは矛盾しないのだという答弁でございませぬ。この前の第二十二国会のときの首相の答弁は、これは今までのこの国会に臨まれた以前の鳩山内閣の態度であるといふことは了承しております。ところが今度の国会で、予算委員会でも、まあ本会議でも、陸海空軍の持てない憲法には反対だ、こういうことを言われましたが、これはまああとで釈明をされましたけれども、その真意は取り消されていなくて私は思っているのです。予算委員会での発言は先ほど私が申し上げました。ここには持つて参りません、何べんも問題になったことだから、速記録を持つてきて問題にする必要はないと思ひますけれども、今あなたが説明をされるような、誘導弾等の基地をたたく云々というところじゃなくて、飛行機も入っている。そしてほかに方法がなければ外国へ飛んで行つてたたくことができる、こういうことが書いてありますから、従来の答弁よりも一歩進んだ——これは論理だと言われるけれども、

あるいは仮定の問題だと言われるけれども、少くとも答弁の中に出ておりますものは、今度の国会に出ております、その出ておる姿が、飛んで行つて外国の基地をたたくことができる、ほかに方法がなければ——あるいはいろいろ条件がついておりませぬけれども急迫不正の侵害である場合にという条件はついておりますけれども飛んで行つてたたくことができる。飛行機に乗つて行つてたたくことができるという、たたくというときに、爆弾を落とすというときに、それは外国の基地の上空に達しておるのじゃないか。誘導弾ならば、これは無線か何か知りませぬけれども、向うに飛んで行くでしよう。この飛行機で、まあ私はそういうのは知らぬのですけれども、そのほかに方法があれば別だけれども、飛行機は基地の上に行かなければ、これは爆弾を落とすといふことはできないだらう。飛んで行つて基地をたたくことができる、こういうことを言われておるから、そうすると、ほかに方法がなければ外国の基地に行つて、そしてそこから爆弾を落とすという方法で攻撃することができると、こういうふうにより今度の国会に當つては意見が交つたのか、こういうことをお尋ねしておるわけでありませぬ。

○國務大臣(船田中君) これは今国会におきまして、鳩山総理大臣の自衛権の解釈が變つたといふふうには私は考へません。先ほど申申し上げておる通り、普通の場合、日本の区域に不正な侵略が行われるという場合に、行政協定の二十四条によつて、いかなる共同措置をとるかといふことについて、日本政府とアメリカ政府の間に協定を結ぶ。また同時に、おそろくその場合におきましては、国連に提訴するといふようなことをいたすであらうと存じます。ただ侵略が急迫不正であつて、そしてある地点に對する——ただ自滅を、このままではおれば自滅を待つのみといふこと——何も憲法九条の規定があるからと言つて、自滅を待つてもよろしいといふことではあるまい。従つて誘導弾等によつて攻撃をしてきた場合に、他に方法がどうしてもないという場合には、その敵基地をたたくこともこれは自衛権の範囲内に許されることである。これは法理的に許されることである。實際問題としてそういうことをやるのだといふことを申し上げておるのではないのであります。

○千葉信君 関連して。この問題については船田長官も同席しておられるところでは、鳩山首相にはつきり尋ねたのです。ですから鳩山首相の御答弁についてはあなたは全部御承知のはずです。速記録にもちゃんと載つておる。そのときの答弁によりまして、行政協定の二十四条による共同措置、共同防衛、これの結果としての日本の軍隊の行動はあくまでもその憲法の枠内に、おいて行われるべきものだ、この点はあなたは確認されておりますね、いかがですか。

○國務大臣(船田中君) 行政協定二十四条によつて共同措置を日米両国政府において協議いたしますときに、わが自衛隊はもろゝ憲法及び国内法規に従つて行動をするといふことは当然であると思ひます。

○千葉信君 そうしますと、船田さんは一昨現在の段階において、日本の国防の問題について、今あなたのおっしゃつたような急迫不正の攻撃が行われ、他にこれを防衛する手段がなくて、これは敵の基地に對しても攻撃をすることは憲法違反にはならないという解釈だ、あなたは言つておられる。そこで、まず第一は、そういう敵の基地に攻撃を加へ、敵の領空に飛行機が飛んで行くといふことは、これは陸軍の海外派兵、海軍の外国領海の侵入、これと全く条件は同じです。つまり海外派兵は行わないといふ国会の決議、これを順守しなければいけない。この点が第一。それから、あなたは防衛庁の長官として、かりにそういう事態が起つた場合には、日本の自衛隊の行使できる今申し上げた権限の範囲、それから同時に条約に基いて日本の国内に進駐しているアメリカ軍の日本の国土の防衛についての協定は現存している事実です。そうしてなぜ一体アメリカの軍隊が日本に来ておるか。日本の国家は武装を解除されて、そういう場合に適切な措置を講ずることのできない状態にある。だから、そういう日本の状態だから安全保障条約を結んで、そういう場合にはアメリカの軍隊は日本の国土を防衛するのだと、そういう建前に立つておるじゃないやありませんか。そういう条約を結んで、そのために日本がいかにか大きな犠牲を払つておるかわからないのです、現状として……。そういう犠牲を払いながらこういう条約を結んで、日本の国土を防衛してもらふといふ条約が日本の防衛態勢の中にちゃんと既成されている。だからあなたの言ふように、急迫不正なる侵害が行われるとか、他に防衛の手段がないから、座して自滅を待つのは憲法の

精神でないと思うから、日本の自衛隊が飛んで行ってやつつけるべきだと、向うを攻撃できるのだというようなこととは、これは単なるあなたの方の詭弁であると思います。実際問題としてそういうことが起りつけないという事は、はつきりしておる。そういう事態が起つた場合には安全保障条約がある、それだから安全保障条約を結んでおるんじやありませんか。なぜあなたはそういう急迫不正な事態が起るなどと言つて、国民を極度の危険に陥れ、国民の不安感につけ入つてあなたは交戦権を行使できるような拡大解釈をしつけようとするか、そういうことになつてきた。はつきり条約上あなたの言うような事態が少くとも起つても、日本に駐留しているアメリカの軍隊が日本を防衛するという建前じやありませんか。他に方法がないなどということはあなたたちの一つの方便から出た言葉じやありませんか、どうですか、この点は……。

○國務大臣(船田中君) 私は何も急迫不正な侵害があるから、そうしてそのときには他に方法がないというときに初めて敵基地をたたくこともできると、そうしてしかもそれは非常な制限的なことを申しておるのであります。私の方から積極的にかういふことができませんと申して上げたのじやないのです。かういふ場合にはどうするかという質問がありましたから、そういうときには自衛権の範囲内に入るものと考えるというのを申し上げただけのことでありまして、私は何も今、千葉委員がおっしゃられるようなことを予想して、そうしてどんだん自衛隊の増強をはかりなうなどいふことを

考へて言つてゐるのじやございませぬ。

○千葉信君 それは仮説としてあなた方がそういう答弁を用意されたのだ。これは鳩山さんも言われておられます。いいですか、全くの仮説だと……。従つて実際にそういうことが起るとか、起らないとかいふことを考えたのじやなくて、そういうことが起つた場合の一つの論理的な結論として出しただけだ。かうあなた方は答弁しておられます。それは今のあなたの答弁と同じだ。何もそういうことを、そういう事態が起るなどいふことを考へてわれわれはかういふ結論を出しておるのじやない。實際を離れて、そういうただ仮説に基いて、そういう事態が起つたときには外国に出撃しても憲法の違反にはならないといふふうに解釈すべきだと、自衛権の最小限度の解釈はそこにあるのだ、かう言つておられる。ところが問題はあなた方がそういふふうにしてこれは仮説だ、単なる論理的な結論だなどいふことを言つてゐることが、どんなに大きく国民に不安を与えておるかかわらない。それから、どういふ場合に起るかも知らぬと、起つた場合には日本の自衛隊は出撃しても憲法には違反にならないのだという解釈を国民に押しつけようとしてゐる。そういうやり方によつてあなた方は遂次、今までもそうだ、既成事実をあなた方は作つてきてゐる。今度もあなた方はわれわれの質問に対しては仮説だと、實際にこいうことが起るなどいふことは考へていない。かう言つていながら、遂次あなた方はその閣

内の統一した意見などいふことを押しつけて自衛権の拡大解釈を行おうとする。そこに問題があるのです。一体この間の参議院の海外出動をなさざることを決議、これをどうお考えになりますかと申つてわれわれが聞いたときに、鳩山首相も国会の御意思を尊重いたしますと言つておる。国会の意思は海外出動をしてはいかぬと、そのときの提案者の説明にもありますように、海外出動を絶対にしないなどいふことは非常に窮屈な考え方だ。非常に窮屈な考え方であるけれども、現在の憲法がある限りわれわれは海外出動などいふことを考へるべきじやない。まあかういふ考えに立つて海外出動をしてはいかぬといふ決議が行われた。その海外出動の含む意味は敵の領地に侵入する、敵の領海に侵入する、同時に領海と領空と領土との間には差別がないといふことは国際法規でも明らかかなんです。そうしたら、あなた方は国会のそういう決議を尊重しなければならぬといふあなた方の行政の立場からすれば、海外出動してもいいのだなどいふ仮説を立てること自体を慎まなければならぬ。それをこれを仮説だ、起りつけないのだから、ただ論理的にはそういう場合には可能であるといふ、そういう答弁をしたのだといふのは、それではおさまらない。海外出動じやありませんか、それができるのだといふことをあなた方が答弁するのは不届きです。答弁してごらんなさ

い。

○國務大臣(船田中君) 私は何も解釈をあなたに押しつけてはいません。○千葉信君 僕は押しつけなくとも、あなたの方の解釈は国民に押しつけることになると、君。しかもその解釈は憲法に違反してゐるじやないか、国会の決議に違反してゐるじやないか。

○國務大臣(船田中君) 日本の地域において敵対行為が行われたときに、行政協定の二十四条によつていかなる共同措置を講ずるかといふことについて日米両国政府によつて協議をする、それからその場合にはおそろく国連に提訴するであらう、そういうことは原則として申してあるのであります。そうしてしかも衆議院における内閣委員会において受田委員の御質問になつておる点は、速記録をこら下さればわかりますけれども、非常にきつたまゝな場合をあげて、かういふことはどうだあだ、そうしていかにも今直ちに日本が侵略されるがごとき口吻をもつて御質問になつたのです。そこでもうごくごく限られた場合において、敵基地をたたくこともそれは自衛権の範囲内であるといふことを申し上げたので、そしてその後それが総理の第二十二国会における答弁と違ふじやないかといふことを指摘されましたから、それは違ふないといふことで先ほど申し上げましたような統一解釈をはつきり申し上げたわけなんです。決して、決してこれはそういうことを、解釈を押しつけておるとか何とかといふことはございせん。

○千葉信君 その衆議院の内閣委員会、あなたがあの条件、この条件、こ

ういふ事態、ああいう事態にはどうするかといふことで申して聞かれましたから、最後に答弁に詰まつて、まあ詰まらなかつたかも知れぬ、詰まつたかも知れぬけれども、その最後のどんでん返りであつたのは、日本にその場合

には防衛の手段がないといふ考へ方に到達した、そのあなたがそういう考へに到達したこと自体が誤まりなんです。そういうどんだん危殆に陥る、今のうちに日本が自滅するより他に防衛の方法がないような氣持になつたことが、あなたの防衛庁長官としての立場からいふと誤まつた結論をあなたは出した。その場合には日本に駐留しておるアメリカの軍隊が、現在の状態においては日本を守ることになつてゐるのだとあなたはなぜそう答弁しない。あなたはそれを忘れて、何かもうアメリカの軍隊はどこへ行つたか、頭のすみへ忘れてしまつて、仕方がないもんだから、自衛隊一本やりで考へておるものだから、そのときには座して自滅を待つことはできないから出撃することは憲法の認める自衛権の範囲内である、かういふチンプンカンな答へになつてしまふ。そういう仮説、そういう問い詰められた場合でも、やっぱり日本の現在の状態においては、かういふ条約が結ばれた、そして日本に対する侵略が行われた場合には、それに対する防衛の体制というものは条約上きちんと出しておる、そのときのあなたの答弁自体が誤まりなんです、それでしやう。

○國務大臣(船田中君) 今、千葉委員が言われておるようなことは、私は否認も何もしていません。それで先ほど吉田委員に答弁を申し上げたことでおわかりの通りに、日本の地域において敵対行為が行われた場合において、行政協定二十四条の発動に待つ、またおそろくそのときには国連に提訴するであらう、かういふことを申しておるので、それはちつとも否認はいたしておりません。

○國務大臣(船田中君) 今、千葉委員が言われておるようなことは、私は否認も何もしていません。それで先ほど吉田委員に答弁を申し上げたことでおわかりの通りに、日本の地域において敵対行為が行われた場合において、行政協定二十四条の発動に待つ、またおそろくそのときには国連に提訴するであらう、かういふことを申しておるので、それはちつとも否認はいたしておりません。

○國務大臣(船田中君) 今、千葉委員が言われておるようなことは、私は否認も何もしていません。それで先ほど吉田委員に答弁を申し上げたことでおわかりの通りに、日本の地域において敵対行為が行われた場合において、行政協定二十四条の発動に待つ、またおそろくそのときには国連に提訴するであらう、かういふことを申しておるので、それはちつとも否認はいたしておりません。

○千葉信君 それならそれでよろしいが、それならばあなた方は急迫不正の侵害が行われた場合には、座して自滅を待つことができないから、だから外国の基地を攻撃してもこれは自衛権の範囲内だ、日本憲法の認めるところだなどというそういう仮説を出してはならぬ。あなた方は日本の国民の生命や財産を守っておる立場なんです。しかもそういうあなた方の解釈が、日本の自衛権の限界に拡大した解釈が行われておるかのような印象を、あなた方は今言っていないと言いが、そういう印象を国民に与えて、そうして逐次そういう印象が拡大されて行つて、あなた方はそういうことを考えていないと言われれば、あなた方も自衛権の拡大解釈が行われ、憲法の拡大解釈が行われて、いや、一たん事あるときには日本の軍隊、飛行機はどんどん出て行つてもいいのだ、こういうことになる危険があるとはあなた方お認めになりませんか。

○国務大臣(船田中君) 私は飛行機でもって敵の基地をどんどんたたいていいなんというところは一度も言っておりません。

○吉田法晴君 今お尋ねしておることはちゃんと御存じだと思ふから私は速記録を出さなかつた。衆議院の話じやございせん。参議院、二月二十九日、あなたも横におられた。これは「○国務大臣(鳩山一郎君) 海外派兵といふことをわれわれは考えておりません。私も考えていないし、船田君も考えてない。」ところがその次ですよ、「飛行機でもって、日本に侵略してくる飛行機の基地は粉砕してもいい」といふようなことを、無条件に船田君が言うはずがない。これは条件があつ

て、どうしてもその飛行基地を粉砕しなければ、そこに飛んで行かなければ、日本の防衛ができないというよりな場合には、その基地を侵略してもいい、このところが今問題になつておるのですが、「侵略」というのは、攻撃してもいいという意味であります。その侵略の意味を言つておる、だからそれは了承いたしますが、残つておるのは、急迫不正の侵害があつた場合に、ほかに方法がなければ、最小限度と言われるが、しかし飛んで行つて外国の基地を粉砕しなければならぬといふときには粉砕することができ、さういふふうには答弁されておるが、さういふ答弁は今の国会で初めてですから、さういふように何と申しますか、自衛権の範囲を拡大するように今の国会でなつたのですから、これは防衛行政正法に關連をして聞いておるのでありますから、新しく今の国会に出てきた方針ですから、さういふふうには方針がきまつたのか、拡大されたのか、さういふことをお尋ねしておるのです。もう一ぺん現実に戻して一つ答弁して下さい。

○国務大臣(船田中君) 自衛権の範囲を拡張解釈するといふようなことは全然考えておりません。

○吉田法晴君 拡張しておりませんと言いが、それじゃ拡大したか、拡張せぬか、それはあとからの話に……。急迫不正の侵害があつて、ほかに方法がなければ、あるいは外国から飛行機が飛んでくる云々、さういふような場合には、そこに飛んで行かなければ日本の防衛ができないといふような場合には、外国のその基地に飛んで行つてこれを爆撃することはできる、粉砕することはできる、さういふ点はそれじゃ

お認めになりますか、どうか。
○国務大臣(船田中君) これも先ほど答弁申し上げたことでございしますが、もう一ぺん繰返して申し上げます。わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に對し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだといふふうには、どうしても考えられないと思ふのであります。さういふ場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれます。可能であるといふべきであると思ひます。かような趣旨であります。

○吉田法晴君 それは知つておりますよ。それは衆議院で飛行機のことを内閣総理大臣から出してこられたのです。これは総理に聞くのですけれども、予算委員会でも聞いておつたら、そのころの時間がなくて聞かれなかつたから、あなたに聞いておる。防衛庁長官で防衛の当面の責任者だから聞いておるのです。その今の答弁の中に誘導弾といふことが書いてあります。誘導弾でたたくといふことが書いてあります。飛行機で外国の基地をたたくといふことはこれは含まれておらぬとおしやるのですか。含まれておるのか含まれておらぬのか、それを伺つておる。

○国務大臣(船田中君) この飛行機の場合におきましては、おそらく戦艦機で遠撃をする、迎撃撃つとか、あるいは高射砲で撃つといふことができるのが普通だと思ひます。

○吉田法晴君 私は外国の飛行機が飛んでくる場合には、それでは戦艦機あるいは高射砲でこれを防ぐ、あるいは撃ち落そうといふ行動をしよう、これはわかりません。それじゃここに言われておりますやうな、飛んで行つて外国の基地をたたく、あるいは攻撃するといふやうなことはこれは考えられません、さういふ発言は間違ひでございします、さういふことですか。
○国務大臣(船田中君) 私は間違つた発言はしておると思へません。先ほど申し上げましたやうに、これは何べんでも申し上げます。さういふ場合に、何べんでも質問いたしますが、誘導弾の話ですが、ここに書いてありますのはわかつてゐる。飛行機で飛んで行つて外国の基地に爆撃を落とすといふやうなことは自衛権の範囲に入つておるとは考えませんと言われるか、それとも入つておると考えると言われるか、そのことを伺つておる。

○国務大臣(船田中君) 飛行機の場合には先ほど申し上げましたやうに、わが方の戦艦機や高射砲で撃つといふことが普通にできると存じます。

○吉田法晴君 さうすると、外国の飛行機がかりに飛んで来た場合には、それはかりの話ですよ。さつきからの話ですよ。正当防衛の自衛権の範囲の論争ですけれども、論争といふか、質問です。これは高射砲なり戦艦機で迎撃撃つことができる、それでは日本からの、日本の自衛隊の飛行機がその外国の飛行機が飛んで来た根拠地に、あるいは基地に飛んで行つてこれを爆撃するといふやうなことは考えられな

い、さういふことですか。
○国務大臣(船田中君) 飛行機の場合におきましては、わが方の戦艦機やあるいは高射砲で撃つ、あるいは最近できておりますGMといふやうなものができますれば、それで撃つといふことが普通にできると思ひます。
○吉田法晴君 普通にできると思ひます。それは日本の飛行機が飛んで行くといふやうなことは考えられない、それは自衛権の逸脱である、さういふ工合に考えられますか。
○国務大臣(船田中君) 先ほどまたびたび申し上げておりますやうに、他に防ぎに万やむを得ない必要最小限度、このさういふ攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度、他に方法のないときには敵の基地をたたく得る、これは法理的にはそれは自衛権の範囲内に属するといふことを先ほど来申しておるわけでありまして、その説を變えることはできません。私はさういふ場合において、他に方法がないといふ場合におきましては、これを防衛するのに、いわゆる正当防衛に属する最小限度の手段は自衛権の範囲内に属するものと、かように解釈をいたしておるわけでありまして。

○吉田法晴君 自衛権の範囲を船田防衛庁長官なり、政府ではどういふ工合に考えるといふことを質問をいたしておるわけでありまして、必要最小限度、あるいは万やむを得ない場合、さういふやうな条件がくつておることは私も百も承知いたしておる。いたしておるが、その抽象的な文句ではなくて、今お尋ねをしておるの、飛行機が飛んできた、あるいはその飛行機を粉砕しなければ自滅をする云々といふやうな場合に、その外国の基

地まで飛んで行ってこれを粉砕することができると、それが自衛権の範囲に入るかどうか、その点については、前の国会ではこれは鳩山総理は否定をされた。先ほどあなたが読み上げられたときも否定されてきた。今度はそれができると言われる。だからそのできると言われるという点について、この前の国会で答弁されたものと違っているのかというところをお尋ねしておる。必要最小限度とか、万やむを得ない場合には云々と言われる前提はいいですが、条件はいいですが。具体的に外国の基地を爆撃することができるといふことがいふこと、そのところをもう少しはっきり御答弁をお願いしたい。

○国務大臣(船田中君) これは侵略の態様によって非常に違ふと思ひます。具体的にはこの場合はどうだ、こうだといふことはできませんけれども、それに対して法的には繰返し申し上げておる通りに、それを防衛するのに他に方法がない、万やむを得ない、そうしてしかも最小限度の抵抗をする、最小限度の措置を講ずるといふことを申し上げる以外には道はないと思ひます。

○吉田法晴君 それでは必要最小限度、万やむを得ない場合にはその抵抗の中に、かつては否定されたけれども、外国の飛行基地まで飛んで行ってたたくといふことも含まれる場合があり得る、こういうことですか。

○国務大臣(船田中君) 法的には先ほど申し上げておきますように、これを防衛するのに急迫不正な侵略があつて、それでこれを防衛するのに他に方法がない、万やむを得ない必要最小限度といふことで、その最小限度の措置をとる以外に道がないといふとき

に、その最小限度の措置は許される、こういうことを申し上げる以外にない、それ以上の解釈をしているわけではございません。

○吉田法晴君 その必要最小限度の中なんです。必要最小限度の中に、あなたは従来ロケット弾のことを言われたことがあつた。それから先ほどは戦闘機が飛び上つて行ってこれを迎える、あるいは高射砲で云々といふことを言われたのですが、それに日本の自衛隊の飛行機が飛んで行って外国の基地を攻撃する、粉砕するといふ言葉を使つておられますが、そういうことが入り得るのかどうか。

○国務大臣(船田中君) 必要最小限度といふことを申し上げるので、その内容がどういふものであるといふことを具体的にあげるといふことも、それは私は現実の場合にぶつからなければ、これ以上のことをご希望して申し上げるということとはできないと思ひます。

○吉田法晴君 ぶつかつてみなければ、そのときでなければわからぬ。それじゃぶつかつた場合には何でもできるというのですか。ぶつかつた場合に何でもできるというわけじゃないでしよう。そのぶつかつた最小限度の中味は、これは具体的な話が出てくるのだから、私の方から申し上げるわけではない、あなたは衆議院では、受田君が言つた云々と言われるけれども、それはあなたの発言が問題になつてゐるとき鳩山総理大臣の口から出たのだから、そこで私も問題にしてゐる。最小限度の中に飛行機が飛んで行って外国の基地をたたくといふことは前のときにはないと言われた。そういうことは自衛の行き過ぎであつて入つていないと主張された。今度は入つておる

と言われた、そこで船田長官にどつちがほんとうですかと聞いておる。

○国務大臣(船田中君) 急迫不正な侵略がありまして、それに対して、万やむを得ない、必要最小限度の措置をとる、こういうことが自衛権の範囲内に属する、こういうことを申し上げておるのであります。

○吉田法晴君 何度聞いても答えてもならないのですが、その最小限度、ほかに方法がなければというその最小限度の中に、日本の飛行機が飛んで行って外国の基地をたたくといふか、攻撃するといふか、そういうことが入るのか、入らぬのか御答弁願ひたい。

○国務大臣(船田中君) 万やむを得ない必要最小限度の措置をとることができるといふことが自衛権の範囲に属すると思ひます。

○木下源吾君 ちよつと関連して伺ひます。具体的に、しかば自衛隊が、あなたが今おっしゃるような装備とか、また実際の日常の訓練とか、あるいは教育の中に、事実においてそういうようにしておやりになつておられるかどうか。急迫不正の場合に備へるために、そのときには敵の基地まで行って爆撃する、撃ちまくると、こういうようなことをできる、これは自衛の範囲だと考へる、あなたはそういうことを予想しておるのだ。であるからして、現実には今の自衛隊はそういうことを教育し、そういうことが可能な装備を持ち、実際に日常でそういう訓練をしておるかどうか。

○国務大臣(船田中君) 自衛隊は直接の侵略または間接の侵略に対してわが国土を守るということを主たる任務として、その任務を遂行するに差しつかえないような訓練をいたしております。

○木下源吾君 どうもあなたはあまりおどおどしなくもよろしいんだ。これは問題は非常に重大なことです。あなたは万が一だとか、起り得ることを予想しない法理論だとか、いろいろ言つておられるけれども、国民の側、なかなかアメリカの方でも心配してゐるでしよう。この間ダレスさんがこられて、日本の自衛隊の装備はこんなにやることは要らぬのだ、敵の侵略のときには一時的にわずかの時間これを食い止めることができるというふうな装備でいいのだと、こう言われておる。このことをわれわれは非常に吟味して考へなければならぬので、日本がアメリカまでもやがて侵略し得るようなことにもなりかねないんじゃないかと、あるいは向うさん心配があるかも知れぬのです。(笑聲) いや、これは笑いごとじゃないんですよ。そういうような重大な問題で、また仮想敵国と見られておるところから見れば、いつ何どき一方の判断で急迫不正の侵略といつて、あるいはそういう事をかまえて日本から爆弾を搭載して爆撃しない限りもないと、こういう心配を持つておる。また国内においては現行憲法では戦力を持たない、交戦権も云々とみな心配しておるのです。それなのにこういうことをやられては、これは憲法にも違ひし、また憲法ばかりではない、国民の生活に非常な脅威を感じさせると考へておる。だからして、あなたが言われるようなそういう質問答のやうなことじゃなく、実際のわが国の今日の自衛隊は、今言われるやうに戦闘機ではなく爆撃機をもつてそういう訓練をしておるか、まず一つ具体的に聞くならばそういうことです。

○国務大臣(船田中君) 爆撃機の訓練はしてありません。

○木下源吾君 そういうことが可能な爆撃機がないのでしよう。それならば、あなたよけいなことを言わぬでいいのじゃないか。そういうつまらぬことを言つて、みなに知られるやうなことをしたり、国の内外に心配かけるやうなことをどういふわけであつたはおっしゃるのですか。

○国務大臣(船田中君) 私の方からこれは進んでそういうことを御披露申し上げたのではございません。委員から御質問があつて、そうしてだんだん熱してきて、そういう場合には、自衛権の範囲においてはこういうことはでき得ると思ふといふことを申し上げたのです。

○木下源吾君 それは何は熱したからといつて、こういういきさつで、こうなつたあなたはおっしゃるけれども、いやしくも防衛庁長官は、昔ならば陸海空のあなたは一番最高の大將じゃないですか。(笑聲) そういうあなた、かりそめにも熱したからといつて、そんなにためなことを言ひからみなが心配するのですよ。現に私もはこの委員会から新潟の基地拡張の問題の調査に参りましたとき、朝霞の司令官は、このところであつたわかれは爆撃機を飛ばす、そんな考へはないのだ、敵がやつて来たときに、朝霞から

ならば七分が十分かかかるが、このところではればすぐ戦闘機で迎え撃つことができる、われわれが公式に調かどうか。

査に参つたとき、司令官がそう言われておる。ここに同僚もおりますが、それ

○国務大臣（船田中君） さような話し

○木下源吾君　話をしておらぬと同時に、この間ダレス長官が来て、この防

なたは、さも爆撃機の精銳機を持って
おつて、いつ何ときでもこい、おれの
の侵略を受けた場合において一時的に

衛の範囲に属するとか、それがわれわれの正当防衛だと、あなたは感たけだ。それをなだき得る。それは自分はお前の方をなだき得る。そういふことをタレス長官が言われた。この点についてどう考えておられるか。

かになつて言ひ必要がどこにありま
しよるか、あなたは身をもつて自分の
懇談をいたしました内容につきまして
○國務大臣(船田中君) ダレス長官と

ぬが、先には侵略と言つたらしいが、
 そういふ敵のところを爆撃するといふ
 は参りません。

○木下源吾君 あなたはお話し申し上げるに

ことも、これはわれわれは大和魂を
持つておるから差しつかえないとい
う

けるわけには参らぬというが、私は
ちゃんと新聞で拝見しておる。それ
を

あなたはまだ練習する必要があるの
で

をおつしやるのだらうと思ふ。それはいふまでもなく、
 どういう心境でそういうことを言つたのか、新聞に出ておるから私はお聞きです。そういうふうに不誠意でこ

か私は聞きたいのです。それから今度、日常の防衛態勢を整えておって、いざという場合に備えておるのだと思はれませんか、ダレス長官はそれを記

うが、その急迫不正の場合にはアメリカと協議するということは、そのとき

者会見でちゃんと言っておる。でありますから、私はあの新聞を見たとき

常、防衛に關することについてはアメ
 ールの協議するのであらうと思うが、日
 本の現実にぶつかったときの状態でい
 るに、これは仲間になつてわが國を防
 衛するアメリカの意圖を越えておる
 であらうと思ふが、あなた方は防衛
 力の増強をやつておるのか。

リカといろいろ話し合いをしておやりになっておるのでしょうか。

のではないが、こういうように國民が考えておる。ですから問題を私は提起

リ力からたくさん兵器、艦船等の供
ておって、たまたまさっきお話し
態勢の整備につきましては、現にアメ
○國務大臣(船田中君) わが国の防衛
しておるのです。アメリカと日常あな
た方は防衛の問題を常に御協議になつ

与を受けておりますから、アメリカ側とも随時相談をいたして意見の交換も

いたしておられます。
○木下源吾君 その交換の中に、急迫不正の場合には、あなたは敵陣地を暴だ、そんなことはよすなことを知られたが先ほど言ったことはよいなことであ

昭和三十一年三月二十七日印刷

でも、そういふふうに考えておるならば、それはまたアメリカの意図に反することであると、こう考えるのです。

だけの防ぎ得る程度でよろしい、こういふことを新聞で発表しておられるのです。これはごらんになったのですか。

ですから、ダレス長官がああ言われたことを、あなたは何も秘密にすること
 ○国務大臣（船田中君） 新聞記事は就
 んでおります。

○国務大臣(船田中君) 私はダレス長
○木下源吾君 しかれば、あなたが今
やつておられるところのわが国の自衛

○木下源吾君 あなたは話し合わな
して治うておるものであるか、治うて
はございません。

かつたとしても、総理大臣と話しておる間にあなたがわきで聞かれたかどうか。おらないものであるか、適合しておるものであるか。

（国務大臣（船田中孝））私に直接にも
閣下にもダレス長官と防衛問題につい
て話し合ったことを聞いておりません。
官の抽象的に述べられておる程度である
の戦力、実力というものは、ダレス長
官の抽象的に述べられておる程度ある

○木下源吾君 それじや防衛力の増強に關する問題で、ダレス長官が新聞に

いは限度と申しますか、それを越えておるものとは考えておりません。

○木下源吾君 したるや、そのまゝで

○国務大臣（船田中君）新聞の記事にはこれ以上に増強するという必要がなからず、思うか。

○オトノ遊者君 それではタラシ長官がかりそめたて表されておることはあわれにうそだと

ついでには私に責任を持ちません。
○木下源吾君 責任を持たぬけれど
○国務大臣(船田中君) わが自衛隊は
いと考えておるかどうか。

も、それに於てには言わぬが、そのこととが間違つておるとあなたは考えておるかどうか。

○木下源吾君 国力が強くなつた後、機

○国務大臣(船田中君) 新聞の記事については責任は持ちません。

○国務大臣(船田中君) 爆撃機を持つて敵をやるといふ考えか。

か、持たぬかを聞いておるのじゃない。
 ○木下源吾君 爆撃機でなくて、どうして敵の陣地を爆撃することができるのか、持たぬかを聞いておるのじゃない。
 ○木下源吾君 爆撃機でなくて、どうして敵の陣地を爆撃することができるのか、持たぬかを聞いておるのじゃない。

て、あなたはその言明をどう考えてお
るのか。

○國務大臣(船田中君) 私に敵の陣地

はございせんから、従つて新聞の記
 ○国務大臣 船田中老 秘はタレツ国
 務長官と防衛問題について話したこと
 ○木下源吾君 現に敵の基地をたたく
 ということを言っているじやありませんか

事については責任を持ちません。

○木下源吾君　アメリカのダレス長官

○国務大臣（船田中君）　先ほど申し上げ

んか。

の言われたことは、日本の防衛力とは、けましたように、もう一へん繰り返します。急迫不正の侵害があつて、そ

参議院事務

してわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨というふうには、どうしても考えられないと思うのであります。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法的には自衛の範囲に含まれ、可能であるといふべきものであると思います。この趣旨を述べておるのであります。

○千葉信君 質疑応答を聞いていると、多少冷却しないと審議が全然進まず、ぬという格好になっておりますから、一つ今日は、法律案一件の討論採決を終っておりますから、委員もお疲れだし、特に御答弁される方はかなり熱しておられるようですから、少しさまして、審議が進捗態を講じなければならぬから、きよりはこれで散会して下さい。

○委員長(小柳牧衛君) 今、千葉君から、質疑は本日はこの程度でとどめたという動議がありました。が、「賛成」と呼ぶ者あり」

○委員長(小柳牧衛君) 別に御異議ないと思ひますから、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十五分散会

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月八日)

印刷者 大藏省印刷局